

2025年10月1日

お客さま 各位

長野県労働金庫

「リ・スキリング等教育訓練支援融資」の取扱いについて

平素より＜長野ろうきん＞をご利用いただきありがとうございます。

さて、当金庫では、厚生労働省が実施する「求職者支援制度」に基づき、所定の教育訓練によりリ・スキリング※等を行おうとする方に対し、訓練費と教育訓練期間中の生活を支え、安定した雇用につなげることを目的とした「リ・スキリング等教育訓練支援融資」の取扱いを2025年10月1日（水）より開始しましたので、お知らせいたします。

※「リ・スキリング」とは

新しい職業に就くために、あるいは、今の職業で必要とされるスキルの大幅な変化に適応するために、必要なスキルを獲得する・させることをいいます。

■ 詳しい内容につきましては、＜商品概要説明書＞をご確認ください。

以 上

リ・スキリング等教育訓練支援融資

保証機関：（一社）日本労働者信用基金協会

1. 商 品 名	リ・スキリング等教育訓練支援融資
2. 商品の概要	教育訓練期間中（貸越利用期間中）に必要な費用を管轄公共職業安定所（以下「ハローワーク」という）にて発行される「リ・スキリング等教育訓練支援要件確認書」（以下、「要件確認書」という。）で定めた範囲内でご利用いただけます。教育訓練期間終了後は新たなお借入はできません。 また、貸越利用期間は、2年以内かつ教育訓練期間の範囲内にて設定していただきます。 訓練対象期間中または訓練対象期間の最終月から 1 年後の応当月までは元金据置期間とし、ご利用残高に応じたお利息のみ引き落としさせていただきます。元金据置期間終了後は、約定返済金（元金・利息）のご返済を開始します。
3. ご利用いただける方	長野県労働金庫の営業地域に在住する方、または、長野県労働金庫の営業地域に在住しようとする方で、ハローワークが発行する要件確認書にて次の条件を満たすことが確認できる方。 (1)ハローワークに求職の申込みをしている方。 (2)雇用保険被保険者または雇用保険受給資格者でない方。 (3)労働の意思および能力を有していると認められる方。 (4)通算 3 年以上就業したことがある方。 (5)被保険者でない在職者、離職者、フリーランス等からリ・スキリング等により雇用されることを目指す方。 (6)融資申込時年齢が、原則 18 歳以上 66 歳未満で、最終弁済時年齢 76 歳未満の方。 ※ご融資にあたり長野県労働金庫および保証機関の審査手続きが必要となります。審査結果によっては、ご融資利用のご希望にそえない場合があります。
4. ご融資期間	(1)貸越利用期間 2 年以内かつ教育訓練期間の範囲内 ※年収が 200 万円未満、または、離職者の方の貸越利用期間は 1 年以内となります。 (2)元金据置期間 ①訓練対象期間中 ②訓練対象期間の最終月から 1 年後の応当月 (3)元利金返済期間 元金据置期間終了後 10 年以内
5. ご融資金額	10 万円以上 480 万円以内（10 万円単位） ※年収が 200 万円未満、または、離職者の方のご融資限度額は 240 万円となります。 なお、お一人あたりのご融資限度額は、「要件確認書」に記載された額となり、ハローワークにて次の基準で指定され、分割にてご融資金を受け取っていただきます。 (1)教育訓練費用 240 万円（1 年あたりの上限 120 万円） (2)生活費 240 万円（1 か月あたりの上限 10 万円）
6. お使いみち	ハローワークが指定する次の資金（あるいはいずれか一方）の範囲内であり、「要件確認書」において指定されます。

	(1)教育訓練費用 厚生労働省において対象としている教育訓練給付の対象講座等に係る教育訓練施設への入学金、授業料等の納付金や教育関連資金等。 * 入学金や授業料のほか、教育訓練資金（教科書、学用品（パソコン・タブレット等）、実験実習費、受験費用（受験料、旅費・宿泊費等））に該当し、見積書やパンフレット等のご用途が確認できる書類を提出できるものが対象です。 * すでに支払済の資金は融資対象としませんが、受験費用は領収書等の提出により養育訓練費用に含めることができます。 (2)生活費 訓練期間中の生活を支えるための資金で、1 か月あたり 10 万円を上限とします。 * 事業資金・投機目的資金・負債整理資金等の融資の目的に照らして適当と認められない資金は除きます。
7. ご融資金利	固定金利 年 2.00%
8. 保証料率	ご融資金利に含まれています。
9. お借入方法	貸越専用カードローンをご契約いただき、必要な都度、ご融資します（ローンカードの発行はありません）。 初回の申込み時は、ハローワークが指定する労働金庫の窓口にご来店いただき、お手続きが必要です。2 回目以降のご融資金借入の手続きについては、3 ヶ月ごとに管轄のハローワークにおいて所定のお手続きが必要です。
10. ご返済方法	(1)貸越利用期間中 毎月末日にお利息のみご指定の返済用口座（労金普通預金口座）から引き落としさせていただきます。 利息の計算方法は、前回定例返済日から当月の定例返済日前日までの毎日の最終借入残高に対して、付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算にて算出します。 (2)元金据置期間中 上記(1)と同じ (3) 元利金返済期間中 毎月末日に約定返済金（元金・利息）をご指定の返済用口座（ろうきん普通預金口座）から引き落としさせていただきます。加算返済（ボーナス時増額返済）は併用できません。
11. 随時の返済／ 繰上返済	(1) 貸越利用期間中 ※教育訓練期間中 毎月の定例返済（利息返済）に加えて随時のご返済（任意の金額）が可能です。 (2)元利金返済期間中 ※教育訓練期間終了後 毎月の定例返済に加えて任意の繰上返済が可能です。ただし、融資残高に対する繰上返済日までの経過利息の精算が必要なため、繰上返済金額は経過利息金額を超えた金額でのお取扱いとなります。 【留意事項】 随時の返済・繰上返済はともに、金額に関わらず定例返済とはなりません。定例返済日より前に返済された場合でも、次回定例返済日には定例返済額が返済用口座

	から引落としとなります。 返済免除の対象となる場合、繰上返済のタイミングによっては免除額が減額される場合があります。返済免除は融資元金残高に免除割合を掛けて計算するため、繰上返済により融資元金残高が減少した場合、実際に返済免除を受けられる金額が少なくなります。
12. 貸越利用期間中の初回返済日	貸越利用期間中（教育訓練期間中）の初回ご利用時（全額返済後の再度のご利用を含みます）における初回返済日は、次々回の定例返済日となります。 【例 1】定例返済日が毎月 31 日で初回のご利用日が 7 月 20 日の場合は 8 月 31 日が初回返済日となります。 ・ 次回返済日 : 7/31 … 定例返済はありません ・ 次々回返済日 : 8/31 … 初回返済日（お利息のみ清算） 【例 2】定例返済日が毎月 31 日で初回のご利用日が 8 月 1 日の場合は 9 月 30 日が初回返済日となります。 ・ 次回返済日 : 8/31 … 定例返済はありません ・ 次々回返済日 : 9/30 … 初回返済日（お利息のみ清算）
13. ご返済試算額の入手方法	店頭までお申し付けください。 また、インターネット・ホームページからも試算いただけます。 長野県労働金庫ホームページ <https://www.nagano-rokin.co.jp/>
14. 契約の更新	カードローンご利用期間中は 1 年毎にご契約期間を更新いたします。 ご契約期間は当初のご契約日の 1 年後応当日の前日までとし、以降、1 年毎の自動更新とします。
15. 連帯保証人	不要です。
16. 担保	不要です。
17. 手数料等	申込事務手数料および随時返済、全額返済手数料は無料です。
18. ろうきんへの相談・苦情・お問合わせ	(1)ご契約内容や商品に関する相談・お問合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【フリーダイヤル】（電話：0120-1919-48） 受付時間 平日：午前 9 時～午後 5 時 土・日曜日：午前 10 時～午後 5 時 （祝日、振替休日（土・日曜日が祝日の場合は営業）、12 月 31 日～1 月 3 日、5 月 3 日～5 月 5 日を除く） (2)ご契約内容や商品に関する苦情は、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：長野県労働金庫お客様相談ダイヤル】（電話：0120-606-150） 受付時間 平日：午前 9 時～午後 5 時 なお、苦情対応の手続については、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページ<https://www.nagano-rokin.co.jp/>をご覧ください。

19. 第三者機関に問題解決を相談した場合	東京弁護士会紛争解決センター（電話:03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話:03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客様は、上記当金庫お客様相談ダイヤルまたはろうきん相談所にお申し出ください。 また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、①お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫お客様相談ダイヤルもしくはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】（電話：0120-177-288） 受付時間 平日：午前 9 時～午後 5 時
20. ご持参いただく書類	(1)ハローワークが発行した次の資格確認資料 ①「リ・スキリング等教育訓練支援融資要件確認書」 ②「リ・スキリング等教育訓練支援融資確認申請書」写し ③「リ・スキリング等教育訓練支援融資内訳」写し (2)上記(1)以外 ①運転免許証等本人確認資料 ②源泉徴収票、給与明細等 ③資金使途確認書類、振込依頼書 等
21. 教育訓練機関に在籍しなくなった場合	対象となっている訓練期間を途中で退校したときは、取扱店までお知らせください。ご利用いただいている残高を確定のうえ、元利金返済に移行させていただきます（以降の新たな借入はできなくなります）。 この場合、取扱店窓口で契約変更に係るお手続きが必要です。
22. 返済免除の取扱い	ハローワークが発行する「リ・スキリング等教育訓練支援融資返済免除確認書」に応じて、指定された免除割合にもとづき融資元金残高の一部について返済が免除されます。 ※返済免除の要件についてはハローワークにお問い合わせください。
23. お客様宛の通知物	ご融資のご利用後、次の通知をお客様のご自宅宛に送付させていただきます。 (1)残高の通知 リ・スキリング等教育訓練支援融資残高のご案内 ※ 過去 6 カ月間の取引内容（履歴）、貸越残高、適用利率等のご案内を、お客様のご自宅宛に送付させていただきます。 (2)貸越利用期間の終了 リ・スキリング等教育訓練支援融資ご返済開始のご案内 ※ 貸越利用期間の終了および元利金返済開始等のご案内を、お客様のご自宅宛に送付させていただきます。
24. その他	長野県労働金庫の普通預金口座をお持ちでない方は、ご融資金の受け取り口座として、普通預金口座を開設させていただきます。